

令和 7 年 4 月
兵庫県丹波県民局
丹波土木事務所

土砂災害警戒区域等見直し確認のための 現地調査（基礎調査）のお知らせ

1. 今回の現地調査（基礎調査）について

平素より、県の土木行政につきましてご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、土砂災害防止法※では、土砂災害から人命及び身体を保護するため、土砂災害警戒区域（イエロー区域）および土砂災害特別警戒区域（レッド区域）を指定することとされており、村雲地区では、平成 17 年、平成 28 年に土砂災害警戒区域の指定を、また平成 30 年に土砂災害特別警戒区域の指定を行っています。
このたび、土砂災害警戒区域の指定からおおむね 10 年が経過していること、土砂災害防止法でおおむね 5 年ごとに基礎調査を実施することとされていることから、下記のとおり 3 巡目の基礎調査を実施します。

【3 巡目基礎調査の概要】

- 指定後に地形が改変された箇所等の区域の見直し
- 指定要件を満たしているにもかかわらず指定されていない箇所の新規指定
- 指定区域内の土地の使用状況や住宅等の増減の把握

つきましては、裏面の調査予定箇所において、身分証明書を携帯した下記調査会社の調査員が現地の確認を行いますので、皆様方のご理解とご協力をお願いします。（当調査は、法律で定められた調査です。）
調査の結果、区域の見直しがある場合は改めてお知らせします。

※土砂災害防止法は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」の通称です。

【調査員が携帯している身分証明】

2. 調査期間および時間

期間 令和 7 年 5 月～令和 7 年 9 月（予定）
時間 AM9：00～PM5：00

3. お問 合 せ 先

【発注者】

兵庫県丹波県民局
丹波土木事務所 公園砂防課 藤田 TEL:0795-73-3850

【調査会社】

復建調査設計株式会社 中敷 田口 TEL:050-9002-1770

第 号	身 分 証 明 書
会社(法人)住所	兵庫県神戸市中央区御幸通六丁目1-15 (御幸ビル 603号)
商号又は名称	復建調査設計株式会社 神戸事務所
現地調査する者の氏名	
上記の者は本県土木部の委託業務契約書に基づき、下記業務について現地調査を行う者であることを証明する。	
委託業務名	砂基礎調査 第6000-0-S02号 丹波土木管内 土砂災害防止法 基礎調査業務 (旧多紀町)
有効期間	(自) 発行日から (至) 契約工期末日まで
発行日	令和 年 月 日
発行者	兵庫県丹波市柏原町柏原688 兵庫県 丹波県民局長 糟谷 浩行
顔写真	

土砂災害警戒区域等に指定されると？

●住民の皆様に対して

警戒区域内にお住まいの方に対しては、大雨等により危険度が高まった際には、避難指示等の避難情報が発令されます。日頃からハザードマップ等を活用し、危険な箇所を把握するほか、大雨時等には防災情報を収集し「早めの避難」を心がけましょう。
※市町から配布されるハザードマップに加えて、兵庫県 CG ハザードマップもご活用ください。

兵庫県 CG ハザードマップで検索



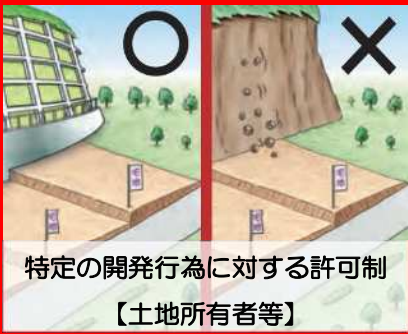
●市町や土地所有者等に対して

警戒区域等に指定されると市町や土地所有者等に対して以下の事柄が求められます。

●警戒区域では



●特別警戒区域ではさらに



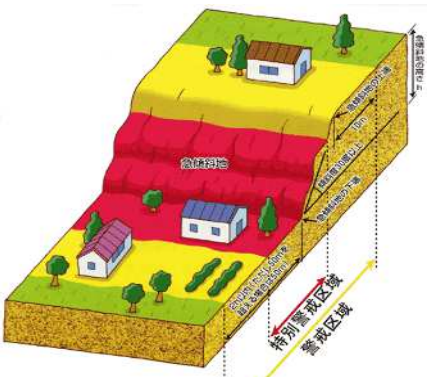
建築物の構造規制【土地所有者等】



建築物の移転勧告【土地所有者等】



●急傾斜地の崩壊



●土石流

